

**「対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令(案)等」における意見公募手続に付した案  
からの変更点について**

対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令(案)等について、頂いたご意見等を踏まえ、下記のとおり変更いたしました。それぞれの変更の趣旨は以下のとおりです。

・新命令3条の2第7項第6号、新基準告示①第2条第6号

頂いたご意見を踏まえ、特定業種(いわゆるコア業種)に係る事業を営む発行会社に対し対内直接投資等を行う場合を対象とする趣旨が明確になるよう、所要の修正を行いました。

・新基準告示①第3条第5号及び第6号

第一種金融商品取引業者等のうち、利益相反管理の適切な措置が講じられている者については、免除基準における従来の規定(第3条第3号及び第4号)と同様の例外規定が必要であったことから、所要の修正を行いました。

・その他、所要の技術的修正を行いました。

(傍線の部分は変更部分)

政令等	条	項	号	意見募集時の案	制定された政令等
新命令	3の2	1		令第三条の二第一項第五号イ及び令第四条の三第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体(以下この項において「間接法人等」という。)を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主若しくは出資者である間接法人等(外国政府等(令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等をいう。第七條第四項第五号において同じ。))又は外国政府等に対し令第三条の二第一項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。)又はその子会社等(会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。第四項第一号において同じ。)が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。	令第三条の二第一項第五号イ及び令第四条の三第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体(以下この項において「間接法人等」という。)を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主若しくは出資者である間接法人等(外国政府等(令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等をいう。以下この項及び第七條第四項第五号において同じ。))又は外国政府等に対し令第三条の二第一項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。)又はその子会社等(会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。第四項第一号において同じ。)が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。
		4		令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める外国投資家は、次に掲げるもの(同条第一項に該当するものを除く。)とする。	令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める外国投資家は、次に掲げるもの(同条第一項各号に該当するものを除く。)とする。
	3の2	7	6	第四項各号に掲げるものが令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業	第四項各号に掲げるものが令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により第二条第一項第二号イからヌま

			者として就労させること、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘をすることを目的とする対内直接投資等	で掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させること、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘をすることを目的とする対内直接投資等	
	7	4	5	外国政府等若しくは令第三条の二第一項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体が任命し、若しくは指名しているもの、外国政府等若しくは同号に規定する義務を負う法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者又は同号に規定する義務を負う個人が報告者の役員又は役員で代表する権限を有するものとなる場合	外国政府等若しくは外国政府等に対し令第三条の二第一項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体が任命し、若しくは指名しているもの、外国政府等若しくは外国政府等に対し同号に規定する義務を負う法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者又は外国政府等に対し同号に規定する義務を負う個人が報告者の役員又は役員で代表する権限を有するものとなる場合
新基準告示①	2		6	命令第三条の二第四項各号に規定する外国投資家にあつては、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により命令第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させてはならず、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘を行ってはならない。	命令第三条の二第四項各号に規定する外国投資家にあつては、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、 <u>発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し</u> 、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により命令第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させてはならず、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘を行ってはならない。
	3		3	金融商品取引業者のうち金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うもの）に限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。以下同じ。）を行うもの若しくは銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行又はこれらの法令に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。）を受けて第一種金融商品取引業若しくは銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業のうち同項第一号に掲げる行為を行わないものを除く。）に類する事業を営むもので、かつ、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十	金融商品取引業者のうち金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うもの）に限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。以下同じ。）を行うもの若しくは銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行又はこれらの法令に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。）を受けて第一種金融商品取引業若しくは銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業のうち同項第一号に掲げる行為を行わないものを除く。）に類する事業を営むもので、かつ、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十

			<p>二号) 第七十条の四第一項第二号に掲げる措置と同等の措置(次号において「利益相反管理のための措置」という。)を講じなければならないとされているもの(次号において「第一種金融商品取引業者等」という。)が、発行会社等の同意に基づき当該発行会社等の秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合 前条第三号イ及びビロ</p>	<p>二号) 第七十条の四第一項第二号に掲げる措置と同等の措置(次号において「利益相反管理のための措置」という。)を講じなければならないとされているもの(以下「第一種金融商品取引業者等」という。)が、発行会社等の同意に基づき当該発行会社等の秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合 前条第三号イ及びビロ</p>
3	4	<p>第一種金融商品取引業者等であって、他のもの(他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務若しくはこれらに相当する業務(以下この号において「投資銀行業務等」という。)を行う場合における当該他のものを除く。)又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門(投資銀行業務等を行う部門(以下この号において「投資銀行部門」という。)又は中長期的に利益を得ることを目的として自己の勘定で上場会社等以外の会社の有価証券(金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)の保有及び売買を行うものであって自己の名義で上場会社等の有価証券の保有及び売買を行うものでない部門(以下この号において「自己勘定投資部門」という。)がこれらの行為の一部を行う場合には、当該投資銀行部門又は自己勘定投資部門を除く(自己勘定投資部門がこれらの行為の一部を行う場合にあっては、投資銀行部門及び自己勘定投資部門との間に利益相反管理のための措置を講じている場合に限る。))に秘密技術関連情報を提供しないこと及び発行会社等に対して秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案(他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等(同法第二十八条第一項第三号に掲</p>	<p>第一種金融商品取引業者等であって、他のもの(他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務(以下この号において「投資銀行業務等」という。)を行う場合における当該他のものを除く。)又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門(投資銀行業務等を行う部門(以下この号及び第六号において「投資銀行部門」という。)又は中長期的に利益を得ることを目的として自己の勘定で上場会社等以外の会社の有価証券(同法第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)の保有及び売買を行うものであって自己の名義で上場会社等の有価証券の保有及び売買を行うものでない部門(以下この号において「自己勘定投資部門」という。)がこれらの行為の一部を行う場合には、当該投資銀行部門又は自己勘定投資部門を除く(自己勘定投資部門がこれらの行為の一部を行う場合にあっては、投資銀行部門及び自己勘定投資部門との間に利益相反管理のための措置を講じている場合に限る。))に秘密技術関連情報を提供しないこと及び発行会社等に対して秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合(他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等(同法第</p>	

			げる業務を除く。) に関して行う提案に限る。) 及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合 (前号に掲げる場合を除く。) 前条第三号イ及びロ	二十八条第一項第三号に掲げる業務を除く。第六号において同じ。) に関して行う提案に限る。) 及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合 (前号に掲げる場合を除く。) 前条第三号イ及びロ
	3	5	(新設)	第一種金融商品取引業者等が、発行会社等の同意に基づき当該発行会社等の非公開情報の自己又は第三者への開示を提案する場合及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する非公開情報を取得する場合 前条第五号イ及びロ
	3	6	(新設)	第一種金融商品取引業者等であって、他のもの (他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務 (以下この号において「投資銀行業務等」という。) を行う場合における当該他のものを除く。) 又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門に非公開情報を提供しないこと及び発行会社等に対して非公開情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、非公開情報の自己又は第三者への開示を提案する場合 (他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等に関して行う提案に限る。) 及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する非公開情報を取得する場合 (前号に掲げる場合を除く。) 前条第五号イ及びロ
新基準告示②	3	4	第一種金融商品取引業者等であって、他のもの (他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務若しくはこれらに相当する業務 (以下この号において「投資銀行業務等」という。) を行う場合における当該他のものを除く。) 又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門 (投資銀行業務等を行う部門 (以下この号において	第一種金融商品取引業者等であって、他のもの (他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務 (以下この号において「投資銀行業務等」という。) を行う場合における当該他のものを除く。) 又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門 (投資銀行業務等を行う部門 (以下この号において「投

			<p>「投資銀行部門」という。)又は中長期的に利益を得ることを目的として自己の勘定で上場会社等以外の会社の有価証券(金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)の保有及び売買を行うものであって自己の名義で上場会社等の有価証券の保有及び売買を行うものでない部門(以下この号において「自己勘定投資部門」という。)がこれらの行為の一部を行う場合には、当該投資銀行部門又は自己勘定投資部門を除く(自己勘定投資部門がこれらの行為の一部を行う場合にあっては、投資銀行部門及び自己勘定投資部門との間に利益相反管理のための措置を講じている場合に限る。))に秘密技術関連情報を提供しないこと及び発行会社等に対して秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案(他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等(同法第二十八条第一項第三号に掲げる業務を除く。))に関して行う提案に限る。)及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合(前号に掲げる場合を除く。) 前条第三号イ及びロ</p>	<p>資銀行部門」という。)又は中長期的に利益を得ることを目的として自己の勘定で上場会社等以外の会社の有価証券(同法第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)の保有及び売買を行うものであって自己の名義で上場会社等の有価証券の保有及び売買を行うものでない部門(以下この号において「自己勘定投資部門」という。)がこれらの行為の一部を行う場合には、当該投資銀行部門又は自己勘定投資部門を除く(自己勘定投資部門がこれらの行為の一部を行う場合にあっては、投資銀行部門及び自己勘定投資部門との間に利益相反管理のための措置を講じている場合に限る。))に秘密技術関連情報を提供しないこと及び発行会社等に対して秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する<u>場合</u>(他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等(同法第二十八条第一項第三号に掲げる業務を除く。))に関して行う提案に限る。)及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合(前号に掲げる場合を除く。) 前条第三号イ及びロ</p>
--	--	--	---	---